

蒲郡市妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠の判定を受ける妊婦に対し、初回の産科受診に要する費用を助成することで、経済的負担を軽減し妊婦の早期の産科受診を促すとともに、経済困窮者を把握しがまごおり妊娠・出産・子育てサポート事業による伴走型相談支援（以下「伴走型相談支援」という。）につなげることにより、母体及び胎児の健康の保持増進に資するため、蒲郡市妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金（以下「助成金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の支給対象者（以下「助成対象者」という。）は、申請時点で市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年4月1日以後に市で母子健康手帳の交付を受けているものとする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、災害、DVその他やむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録することが困難であると認められる者を助成対象者とすることができる

(助成対象経費及び助成額等)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者の初回の産科受診における妊娠の判定に要する費用とし、選定療養費、紹介料等は含まないものとする。

2 助成金の限度額は、1回の妊娠につき1万円とする。

(助成の申請及び支給の方式)

第4条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金支給申請書兼請求書(第1号様式)に、次の各号のいずれかの書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 前条第1項の実費を支払った事実及びその額を証明できる書類

(2) 蒲郡市妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金申請用証明書（第2号様式）

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を蒲郡市妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により、申請者に対して通知し、助成金の支給を行う

ものとする。

(申請期間)

第5条 申請期間は、申請者が母子健康手帳の交付を受けた日から1年以内とする。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、当該交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成金が支払われているときは、その者から既に支給された助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(経済困窮者の支援)

第7条 市長は、第4条第1項の申請により、経済困窮している妊婦を早期に把握し、伴走型相談支援として必要な支援につなげるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第8条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。